

国立劇場再整備等事業における駐車場施設の台数について
 (東京都駐車場条例による附置義務台数の緩和)

計画にあたっては、下表①、②の駐車台数を確保する。

①普通車等及び車椅子利用者駐車台数

劇場の公演用の駐車台数	各劇場の出演者等の駐車台数	55台
	劇場に付随する稽古場の利用者駐車台数	20台
伝承者の養成用の駐車台数	伝承者の養成用の駐車台数	3台
管理部門用の駐車台数	管理部門用の来客用駐車台数4台、振興会の公用車1台	5台
大型バスの駐車台数	大型バスの駐車台数	8台
車椅子利用者の駐車台数	観客用2台、劇場運営用2台	4台
合計		95台

※観客等の一般来場者は、公共交通機関を利用又は外部の有料駐車場を利用することとする。

また、調査研究用の一般利用者についても観客と同様にする。

※振興会の公用車1台(普通車)は地下駐車場に駐車できるものとする。

②荷捌き用駐車台数

大劇場 荷捌き用	11t車	1台
小劇場 荷捌き用	11t車	1台
演芸場 荷捌き用	4t車	1台
宅配事業者 荷捌き用	4t車	2台
合計		5台